



地域生活バス尾岱沼線の終点停留所及び 運行時間の変更について

4月1日から生活バス尾岱沼線の終点停留所が東公民館となりますのでお知らせいたします。

これにより運行時間が一部変更になりますので、時間等の確認については下記にお問合せください。

問合せ／車両管理担当 79-5201・尾岱沼支所 0153-86-2166

雪道ドライブに注意

冬季から春季にかけては路面状況の変化が激しく、交通事故を誘発する原因が多くなります。冬期間の事故を防ぐため、下記の道路状況にご注意願います。

■アイスバーン

日中気温が上昇して一旦解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。無理をせずスピードダウン、車間距離を十分にとりましょう。

■ブラックアイスバーン

ただの濡れたアスファルトに見えますが、実は氷に覆われています。判断する方法がないので「路面が黒く見えたら危険」と覚え、特に冷え込む夜間や朝方などは注意しましょう。

■シャーベット状

シャーベット状の雪の隙間からアスファルトが見えていて、あまり危険は無さそうに思えますが、水分を含んだ氷雪は滑りやすくなります。

■新雪が積もっている状態

一面真っ白でどこからどこまでが道路なのか判断しづらく、吹き溜まりや視界不良などにより、スタック(雪にタイヤがはまって動けなくなる)してしまう危険性があります。路肩を示す矢印やポールを目安に走るようにしましょう。

無理な追い越しなどはせず、思いやりのある運転を心掛け、荒天時には極力外出を控えるなど事故を未然に防ぎましょう。



問合せ／防災交通担当 (内線2116・2117)

米海兵隊 実弾射撃訓練 について



平成27年度の矢臼別演習場における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施(米海兵隊実弾射撃訓練)が次のとおり予定されておりますのでお知らせいたします。

■日程／11月中旬～12月中旬

問合せ／地域政策担当 (内線2211)

別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました

小六禮次郎さん・千恵子さんご夫妻(神奈川県在住)、園田正樹さん(大分県在住)から寄付をいただきました。

寄付金は『清らかな川づくりに関する事業』、『酪農・水産・商工観光等に関する事業』、『スポーツの振興発展に関する事業』、『生涯学習の推進、芸術文化の振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

～今後も皆様からの応援をお待ちしています～

問合せ／企画振興担当 (内線2213)

平成27年度

総合政策課から

べっかい協働のまちづくり補助金

《公募型》について

平成27年度べっかい協働のまちづくり補助金（公募型）対象事業の募集は、4月1日(水)からを予定しています。3月下旬頃から募集要項等を役場総合政策課窓口、各支所・連絡事務所等へ配置するほか、町ホームページでお知らせします。応募をお考えの方はお早めにご確認、ご相談ください。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2215・2216）

べっかいまちづくりフォーラム

平成26年度 まちづくり活動報告会

町内で実施されている「べっかい協働のまちづくり補助金」を活用した事業等の事例を参考に、本町の協働のまちづくりについて考えるフォーラムを開催します。

また、当日午前中には公募型補助金に関する相談会も実施します。

この機会に、今後どのような視点が必要か一緒に考えてみませんか。

- 1 日 時 3月14日(土) 活動支援相談会 午前11時から12時
まちづくりフォーラム 午後1時40分から4時30分

- 2 場 所 別海町役場 1階 101・102会議室

- 3 内 容 (1)まちづくり活動報告会（45分）
(2)講演（120分）

- 4 参加対象 一般町民及び各種団体

- 5 申込み等 当日参加も可能ですが、参加を希望される方は事前に下記へお申込みください。

※詳細については、ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2215）

講師 石塚 雅明氏

（株式会社 石塚計画デザイン事務所 代表取締役）

※最近の活動内容

- ・総務省地域力創造アドバイザー（平成23年）
- ・研修「多様な主体が活躍する協働によるまちづくり」（平成24年）
- ・「新さっぽろ駅周辺地区」まちづくり計画策定補助業務（平成25年）

固定資産税の縦覧が始まります

税務課から

■縦覧制度とは？ 自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、固定資産価格（土地・家屋）の帳簿をご覧ください。 ※縦覧には、地番の指定が必要です。

■縦覧できる内容は？ 【土地】所在、地番、評価額など 【家屋】所在、建築年、床面積、評価額など

■縦覧できる人は？ 固定資産税の納税者、委任を受けた代理人（委任状が必要です）、固定資産の共有者です。
※縦覧には本人の証明（運転免許証など）が必要です。

■縦覧期間は？ 4月1日から6月30日（土曜日・日曜日・祝日を除く）

■縦覧の代金は？ 無料です。なお、縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。

■縦覧場所は？ 別海町役場 税務課、各支所

■価格に不服のある場合は？ 縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ／課税担当（内線1111・1114）

町税の未納はありませんか？

平成26年度の町税（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の各納期は全て終了しております。

納期限を過ぎた税につきましても、お手持ちの納付書により、各町税取扱金融機関やコンビニエンスストアなどで納付が可能ですので、早急に納付いただきますようお願いいたします。

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）FAX75-2773

納付が困難な場合は
必ずご連絡願います